歩けるまちづくりを推進するための基本的な方針

金沢市並びに市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の基本となる方針を定めています。

1 一歩く人にやさしい交通環境

①歩行者に配慮した交通環境の整備

道路形態及び地域の特性などに応じて、通過交通の抑制、カラー舗装化等による走行環境の改善、交通安全、公共交通の利便性向上など、歩く人にやさしい交通環境を整備していきます。

②走行車に配慮した沿道等の周辺環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保、 街並みの特徴を生かした道路修景など、沿道等の周辺環境の整備を通じ、 歩けるまちづくりを推進します。



2 ―まちを歩く意識の譲成

①地域コミュニティの譲成

まちを歩くことにより、道を大切にし、自らのまちを知り、まちへの愛着を深めることで、地域コミュニティの譲成を図っていきます。

②過度のマイカー依存生活からの転換

自動車中心から公共交通を活用した歩けるまちづくりへの意識譲成を 図っていきます。



3 一まちの回遊性の向上

①回遊性の向上

歩行者ネットワークの連続性確保など、歩行環境の向上を図るとともに、 まちの賑わいを創出します。

②歩けるみち筋の指定

金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を「歩けるみち筋」として指定し、その整備に努めます。



金沢市は、歩けるまちづくり推進の 取り組みを支援します。

お問い合わせは

金沢市都市整備局交通政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL(076)220-2038 FAX(076)220-2048 E-mail koutsuu@city.kanazawa.ishikawa.jp



安全で快適に歩くことができるまちづくり

竪町商店街地区歩けるまちづくり

(竪町、片町1丁目の一部)



金沢市は、金沢に住む人、訪れる人の誰もが、安全に、そして快適に歩けるまちづくりを推進しています。竪町商店街地区は、金沢市内の商業集積ゾーンに位置し、広域的集客力があり、賑わいのある商店街を形成しています。このため、竪町商店街では、地区住民が安全かつ快適に歩けるまちづくり、また、地区を訪れる人々が安心して、楽しく、快適に買い物できるまちづくりを進める観点から、通過交通の抑制などを柱とした歩けるまちづくり構想を策定し、金沢市と「竪町商店街地区歩けるまちづくり協定」を締結しました。今後は、構想の実現に向けて取り組むことで、まちの賑わいの創出及び回遊性の向上を目指します。

金沢市

安全で快適に歩くことができるまちづくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

竪町商店街地区歩けるまちづくり構想

歩けるまちづくり構想の名称		竪町商店街地区歩けるまちづくり構想
歩けるまちづくり構想の対象となる区域		金沢市竪町の一部及び片町1丁目の一部
歩けるまちづくり構想の対象となる区域の面積		約2.2ヘクタール
当該区域における交通環境の整備に関する事項	通過交通の抑制等による歩行者の歩行と自動車等の通行との調和に関する事項(自動車等の通行の制限、歩道の整備等)	本地区は、金沢市内の中心商業集積ゾーンに位置し、広域的集客力があり、賑わいのある商店街を形成している。 竪町通りは、休日はもちろん、平日についても歩行者が多く、自動車交通も相当数あるため、良好な歩行環境の確保が難しい状況となっている。 このため、地区住民が安全かつ快適に歩けるまちづくり及び地区を訪れる人々が安心して、楽しく、快適に買い物できるまちづくりを推進するため、通過交通の抑制を行う。 また、路上の駐車及び駐輪が歩行者の安全の妨げとならないよう、一層の改善に努めるものとする。
	歩行環境の向上に関する事項 (バリアフリー、道路標識の設 置、コミュニティ空間の確保等)	地区内の道路等については、バリアフリー化及びコミュニティ空間の整備がなされているが、今後も、関係行政機関と連携・協力を図りながら、より一層快適な歩行環境の確保及び維持・向上を目指すものとする。
住民等の自主的な取組に関する事項歩行者の快適な歩行に係る	交通安全の啓発に関する事項 (自主的な交通安全活動の実施、 迷惑駐車の防止等)	住民や事業者は、まちを歩く人々の安全確保及び自動車の安全運転を心がけることにより、交通安全・交通マナーの向上を図り、「安全なまち、竪町」のイメージ確立を目指すものとする。 また、事業者は、荷捌き車両が歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するものとする。
	まちなみと調和した道路空間 の形成に関する事項(道路の 美化又は緑化、冬期の除雪等)	住民や事業者は、快適な歩行環境の維持に向けて、地区内の道路等の美化・清掃活動に努めるものとする。 なお、冬期間の道路除雪については、住民や事業者の相互協力のもと、地域が主体となって取り組むものとする。
その他歩けるまちづくりを推進するために 必要な事項		歩けるまちづくりを推進するため、学習会や研究会を開催し、地 区を訪れる人々が歩くことの楽しさを実感できる環境づくりに努め、 まちの賑わい創出及び回遊性の向上を目指すものとする。 また、地区を訪れる人々に対し、マイカー利用を控え、バス等の公 共交通機関を利用するよう働きかけるものとする。

竪町通りを歩行者天国にします。 竪町商店街へは、バス等公共交通機関でお越しください。 安全なまち、竪町を目指します。

【竪町商店街地区歩けるまちづくり協定区域図】

